

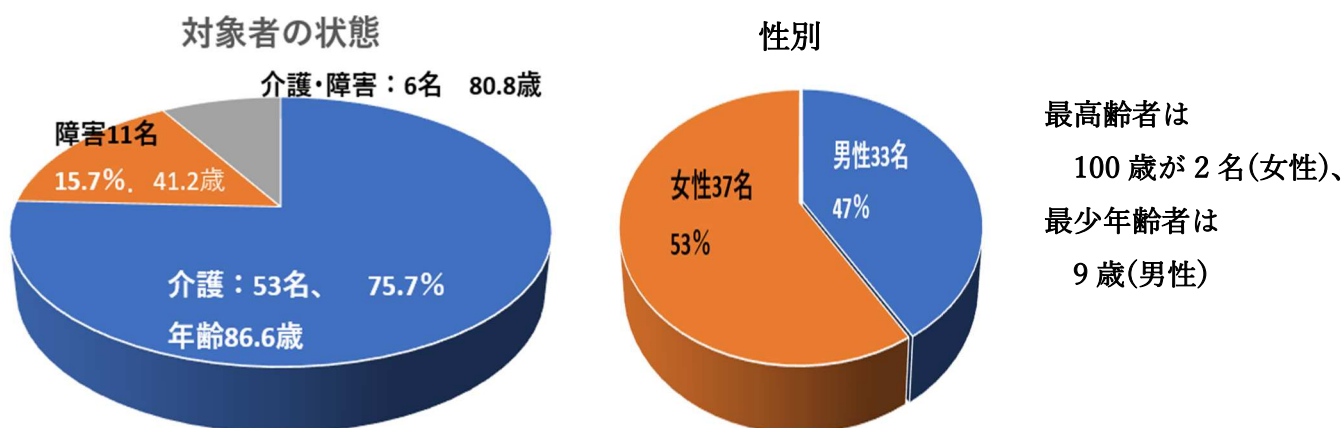
災害時要援護者の名簿を区役所から預かりました！

2020.07.04

副会長 江尻哲二

「私たちの命は私たちで守る」（よこはま防災市民憲章）。大地震は必ずやってきますが、そのとき行政からの支援は、すぐには届きません。一人一人の備えと地域の絆で乗り越えなければなりません。地域の中には高齢者や障害のある人、乳幼児や妊産婦など災害が起きたとき、何らかの支援が必要な人たち（災害時要援護者）がいます。

6丁目として「災害時要援護者」対策の実施を昨年の役員会で決定。このほど、6丁目に在住する災害時要援護者(70名)の名簿を泉区役所から預かりました。



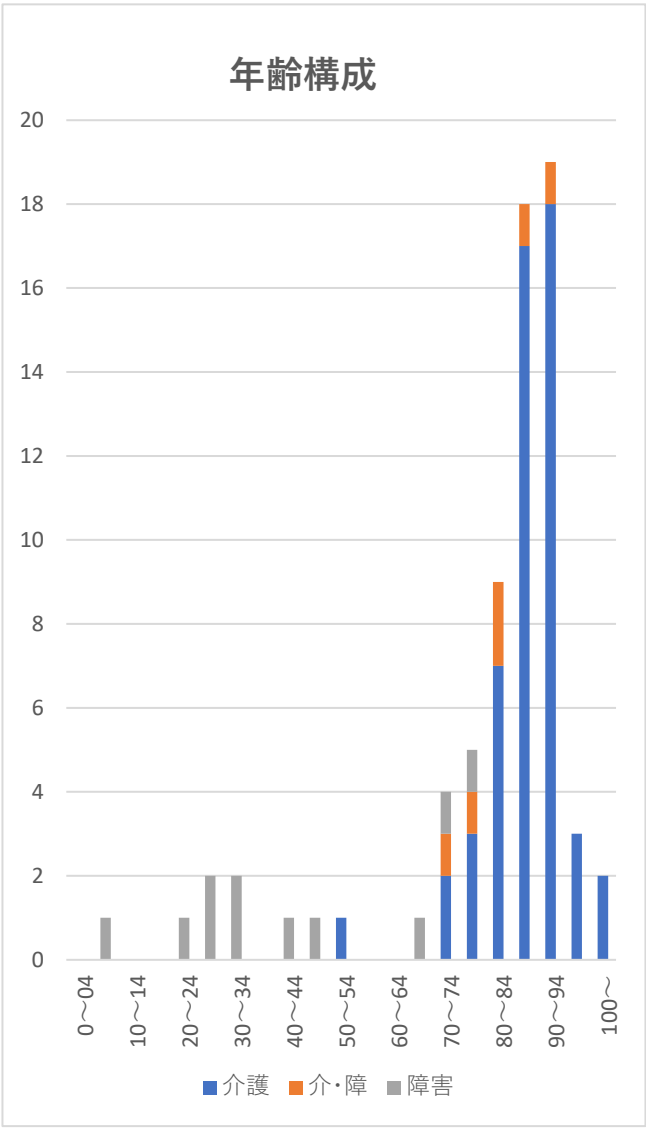
今後、災害に備えた日頃からの関係づくり、災害時の対応検討、避難訓練の実施などについて、検討することとなりますが、超高齢化自治会の6丁目には多数の対象者がおられます。それらの方々に対する対応は、災害時は当然、むしろ平常時からの準備が肝要と考えております。現在届出している名簿の管理者、取扱者だけでは対応に困難が生じることが想定されますので、是非、皆さんの積極的ご参加・ご協力をお願いします。

当自治会の当該名簿の「**情報管理者・情報取扱者**」届は、情報管理者: 江尻哲二、情報取扱者: 木村幸夫、柿谷庸太郎、林英一、浅古明美の5名で、個人情報保護に関する研修を受講済みです。

参考：要援護者名簿の対象者（毎年、名簿の更新があります。）

- 介護保険要介護・要支援認定者で、ア～ウのいずれかに該当する方
 - 要介護3以上の方
 - 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方
 - 認知症のある方（要介護2以下で、認知症の日常生活自立度が2以上の方）
- 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、難病患者
- 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳1～3級の方
- 療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方

年齢	介護	介・障	障害	All
0～04	0	0	0	0
05～09	0	0	1	1
10～14	0	0	0	0
15～19	0	0	0	0
20～24	0	0	1	1
25～29	0	0	2	2
30～34	0	0	2	2
35～39	0	0	0	0
40～44	0	0	1	1
45～49	0	0	1	1
50～54	1	0	0	1
55～59	0	0	0	0
60～64	0	0	0	0
65～69	0	0	1	1
70～74	2	1	1	4
75～79	3	1	1	5
80～84	7	2	0	9
85～89	17	1	0	18
90～94	18	1	0	19
95～99	3	0	0	3
100～	2	0	0	2
計	53	6	11	70



57世帯 70名